

宇和島 ART プロジェクト 設立総会・第1回総会 次第

日 時：令和7年4月28日（月）14：00～15：00
場 所：宇和島市役所8階 801会議室

1 開 会

あいさつ 宇和島市長 岡 原 文 彰

2 自己紹介

3 設立総会

第1号議案 宇和島 ART プロジェクト設立趣旨

第2号議案 宇和島 ART プロジェクト規約

第3号議案 宇和島 ART プロジェクト役員の選任について

4 第1回総会

第1号議案 宇和島 ART プロジェクト令和7年度事業計画

第2号議案 宇和島 ART プロジェクト令和7年度収支予算

5 閉 会

宇和島 ART プロジェクト 設立趣意書

本市では、急速に進む人口減少の中、持続的な発展を遂げるため、「選ばれるまち」を目標に掲げ、まちの魅力はもとより、その「伝え方」に磨きをかけるなど、「シティプランディング」に力を注いでまいりました。

日常の豊かさを表現した「ブランドブック」や「ブランドムービー」、観光資源を紹介する「宇和島本」はその代表例であり、本市が持つ素材の魅力を効果的に伝えるデザインが注目され、これまで進めてきた魅力化施策も相まって、本市のブランドイメージは着実に浸透しつつあります。

一方で、市が行ったアンケート調査を分析したところ、これからの中を支える子育て世代は、「地域貢献意欲」は上昇傾向にあるものの、「好感度」・「シビックプライド」・「満足度・幸福度」・「定住希望」がやや低下しており、また、「イベントやプロジェクトが開催されるようになった」・「街におしゃれな人が増えた」・「IT やデザインなどの新しい領域の仕事が増えてきた」といった「まちの変化」に敏感で、これらを感じられない場合、地域の将来に対する「希望」や「シビックプライド」・「幸福度」などが低くなる傾向にあります。

人口減少が進む地域における「希望」の低下は、転出の増加や出生数の減少へつながり、さらに「希望」が失われるといった負のスパイラルに陥る可能性が懸念されますが、その打開策の一つとして、「文化芸術に親しむ環境」が有効となり得るのではないかと考えております。

文化芸術は、それ自体が持つ価値に加え、創造性の向上、他者との相互理解、新たな価値への気づきなど様々な意義を有しており、また、多くの産業への波及効果も期待できることから、近年、文化芸術を導入した事業が各地でも広がっているところです。

については、本市においても、これまでの取組みを深化させつつ、新たな「賑わいづくり」や「まちの変化」を促していく施策として、芸術（アート）の力を活用した取組みを展開していきたいと考え、これを ALL 宇和島の体制で進めていく組織として「宇和島 ART プロジェクト」を設立しようとするものであります。

宇和島 ART プロジェクト規約

(名称)

第1条 この会は、宇和島 ART プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）と称する。

(目的)

第2条 プロジェクトは、芸術文化による新たな魅力と価値を創造し発信する事業（以下「ART 事業」という。）を実施し、もって地域振興を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ART 事業の企画及び調整に関すること。
- (2) ART 事業の実施に関すること。
- (3) 関係機関・団体との連携に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な業務に関すること。

(構成)

第4条 プロジェクトは、第2条の目的に賛同する委員をもって構成する。

2 委員は、行政機関及び団体の代表者等、又は個人とする。

(役員)

第5条 プロジェクトに次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 監事 2人

2 委員長は、宇和島市長を充て、副委員長及び監事は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、プロジェクトを代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、プロジェクトの会計を監査する。

(任期)

第6条 委員および役員（以下、「委員等」という。）の任期は、プロジェクトの設立の日からプロジェクトを解散した日までとする。ただし、委員等が就任時の機関又は団体の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

設立総会 第2号議案

(報酬)

第7条 委員の業務に対する報酬は、無報酬とする。

(会議)

第8条 このプロジェクトにかかる会議は総会とし、委員をもって構成する。

2 総会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) その他、事業の実施に係る重要なこと。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員長が必要と認めるときは、総会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

7 第1項に定めるもののほか、委員長が必要と認める場合は、会議を別に置くことができる。

(委員長の専決処分)

第9条 委員長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第10条 プロジェクトの事務を処理するため、事務局を宇和島市総務部市長公室内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経費)

第11条 プロジェクトの経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 プロジェクトの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 プロジェクトの会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

設立総会 第2号議案

(予算及び決算)

第13条 プロジェクトの収支予算は、総会の議決によって定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(解散)

第14条 プロジェクトは、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の処分方法)

第15条 プロジェクトが解散した場合において、その残余財産は、宇和島市に帰属するものとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和7年4月28日から施行する。
- 2 プロジェクトの設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、プロジェクト設立の日から令和8年3月31日までとする。
- 3 第9条第2項の規定にかかわらず、最初の総会の招集は市長が行う。

設立総会 第3号議案

宇和島 ART プロジェクト役員の選任について（指名後）

| | 機関・団体等名 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|----|------------------------------|--------|--------|------|
| 1 | 宇和島市 | 市長 | 岡原 文彰 | 委員長 |
| 2 | 愛媛県南予地方局 | 地域政策課長 | 末光 加代子 | 監事 |
| 3 | 宇和島市小中学校長会 | 会長 | 利根 建樹 | |
| 4 | 宇和島商工会議所 | 事務局長 | 若宮 里美 | 副委員長 |
| 5 | 宇和島商工会議所青年部 | 会長 | 下口 翔平 | |
| 6 | 吉田三間商工会 | 事務局長 | 三好 健治 | |
| 7 | 津島町商工会 | 事務局長 | 山口 正司 | |
| 8 | 宇和島恵美須町商店街振興組合 | 代表理事 | 矢野 博司 | |
| 9 | 新橋繁栄会 | 会長 | 三原 浩司 | |
| 10 | 宇和島袋町商店街振興組合 | 理事長 | 井上 勝宏 | |
| 11 | 宇和島市観光物産協会 | 事務局次長 | 水野 琴美 | |
| 12 | 四国旅客鉄道株式会社 | 愛媛企画部長 | 窪 仁志 | |
| 13 | 宇和島金融協会 | 副会長 | 立川 裕紀 | 監事 |
| 14 | 宇和島ケーブルテレビ株式会社 | 放送部長 | 田中 多紀 | |
| 15 | 公益社団法人宇和島青年会議所 | 理事長 | 山崎 美幸 | |
| 16 | 宇和島異業種交流会 | 事務局担当 | 大谷 晶一 | |
| 17 | (Uwajima Creative Community) | メンバー | (調整中) | |
| 18 | 愛媛県アートコミュニケータ | 同左 | 清家 由佳 | |

宇和島 ART プロジェクト 令和7年度事業計画

1 宇和島フォトフェスティバル 2025 の開催

芸術（アート）をテーマとした活動やイベントにより、まちの魅力向上と交流人口の拡大を図り、宇和島市の発展と持続可能なまちづくりに繋げるためのリーディング事業として、写真を軸としたパブリックアート展を中心とするイベントを開催する。

（1）名称

宇和島フォトフェスティバル 2025

（2）会期

令和7年10月25日（土）から11月24日（月・祝）まで

（3）主たる会場

宇和島城、中心部の商店街ほか

（4）実施内容

①フォトアーティスト作品の展示

国内外の著名なフォトアーティストの作品を宇和島城及び中心部の商店街等に展示する。

②アーティスト等との交流プログラムの実施

作品鑑賞会やアーティスト・イン・レジデンスなど、アーティストと市民・来場者が交流できる場を創出する。

③市民作品の展示

市民が撮影又は制作した作品を中心部の商店街やその周辺、伊達博物館周辺に展示する。

④自主企画事業の実施

「Uwajima Creative Community」が企画したプログラムを実施する。

⑤広報・誘客活動

ア キービジュアルの制作

各種広報媒体を展開するためのキービジュアルを新たに制作する。

イ 公式ウェブサイト・公式SNSの開設

公式ウェブサイト・公式SNSを新たに開設し、宇和島フォトフェスティバル2025に関する各種の情報発信を行う。

第1回総会 第1号議案

ウ 広報物の制作・配布

ポスターやパンフレット等の各種広報媒体による機運醸成や、会場エリアの雰囲気づくりに努める。

エ プロモーション

公式ウェブサイトや公式SNSを活用したデジタルマーケティングをはじめ、市や宇和島市観光物産協会と連携した市内外でのプロモーション活動を行う。

オ メディア対応

開催前日にプレスツアーを実施し、メディア関係者に作品や本市の魅力を実体験してもらうことで、より効果的な情報発信に繋げるほか、メディアからの取材等に適宜対応する。

カ 公式記録媒体の制作

今後に繋げるため、写真や動画の撮影ならびに公式記録集や公式記録動画を制作する。

キ 関連企画等への協力

会期中に市や各種団体が実施する企画・イベントと連携するほか、同時期に市外で開催される大規模なアートフェスティバル等と連携し、相互に効果的な広報を展開することに努める。

⑥自主財源の確保

公式グッズを制作・販売するほか、個人・企業・団体等からの寄附・協賛金の獲得に努める。

⑦効果測定

来場者アンケートを実施するほか、各種データを用いて経済波及効果を算出する。

宇和島 ART プロジェクト 令和7年度収支予算

(単位：千円)

1 収入の部

| 区分 | 予算額 | 備考 |
|-----|---------|------|
| 負担金 | 120,000 | 宇和島市 |
| 収入計 | 120,000 | |

2 支出の部

| 区分 | 予算額 | 備考 |
|---------|---------|---|
| 事業費 | 116,838 | 宇和島フォトフェスティバル 2025 |
| 展示等企画費 | 91,997 | アーティスト作品の制作・展示 プレスツアー アーティスト交流プログラムの実施 |
| 市民企画費 | 2,086 | 市民作品の展示 市民企画イベント運営費 |
| 広報活動費 | 20,169 | キービジュアル等コンテンツ制作 公式HP開設・広報物の制作 デジタルマーケティング |
| イベント事務費 | 2,586 | 効果測定費 協力謝礼金 ほか |
| 事務局運営費 | 3,162 | 事務局運営事務費 |
| 収入計 | 120,000 | |

【参考】令和7年度 全体スケジュール

| 時期 | 内 容 |
|-------|--|
| R7.4月 | 4/28 設立総会及び第1回総会 |
| 5月 | |
| 6月 | 宇和島フォトフェスティバル2025 キービジュアル発表 宇和島ARTプロジェクト公式HP開設 |
| 7月 | 順次、参加アーティストを発表 |
| 8月 | |
| 9月 | 第2回総会 |
| 10月 | 10/24 宇和島フォトフェスティバル2025 プレスツアー 10/25～ 宇和島フォトフェスティバル2025 |
| 11月 | ～11/24 宇和島フォトフェスティバル2025 |
| 12月 | |
| R8.1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | 事業決算処理、監査 |